第２節　廃棄物の適正処理の推進

第１項　一般廃棄物の適正処理

1　一般廃棄物処理の現状

家庭等から出されるごみやし尿などの一般廃棄物を衛生的に処理することは、私たちの生活環境を守り、公衆衛生の向上を図るうえで大変重要です。

一般廃棄物の処理は、市町村が計画（一般廃棄物処理計画）を定めて、その計画に基づいて行っています。県では、市町村における一般廃棄物の処理が、適正に安定して行えるよう支援しています。

表2－4－2－1　水洗化人口（平成25年度末）

総人口		2,022,333人	100%
水洗化人口	浄化槽	948,948人	46.9%
	公共下水道	924,662人	45.7%
	コミュニティプラント	24,563人	1.2%
	計	1,898,173人	93.9%

（注）割合は四捨五入しているため合計が一致していません。

（1）し尿処理の状況

し尿は、下水道終末処理施設やし尿処理施設、浄化槽などで処理されています。平成25年度の県内におけるし尿の総排出量は、約134万キロリットルです。

また、県内の浄化槽の設置数は、平成26年度末で約30万9千基であり、浄化槽利用人口は、平成25年度末で約94万9千人（県内総人口に占める割合は約47%）となっています。

一方、浄化槽全体に占める単独処理浄化槽の割合は約62%（約19万2千基）です。単独処理浄化槽では、生活雑排水を処理することができないことから、生活雑排水を適切に処理し河川等の浄化を進めるためには、合併処理浄化槽の整備の促進が必要です。

平成25年度におけるし尿処理状況及び水洗化人口については、図2－4－2－1、表2－4－2－1に示すとおりです。

図2－4－2－1　し尿処理状況（平成25年度末）

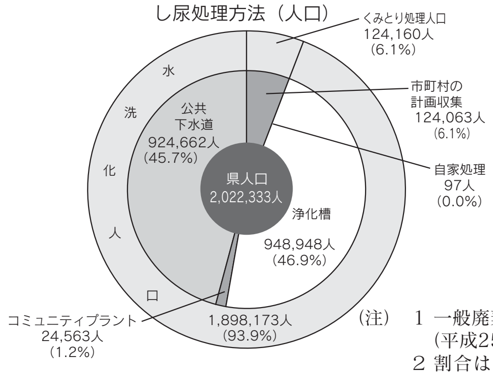

（注）　1 一般廃棄物処理事業実態調査
（平成25年度実績）によるものです。
2 割合は四捨五入しているため合計が一致していません。

（2）ごみ処理の状況

平成25年度の県内におけるごみの総排出量は約775千トンであり、県民１人１日当たり約1,050グラムとなっています。（県民１人１日当たりの内訳は、生活系ごみが約784グラム、事業系ごみが約266グラムです。）

県内の市町村におけるごみ処理施設は、粗大ごみ処理施設・資源化施設（27か所）、焼却施設（22か所）、ごみ固形化燃料施設（3施設）、高速堆肥化施設（3か所）で行われており、焼却残さ等は最終処分場（22か所）で埋立処分されています。

平成25年度の県内のごみ処理の状況を図2－4－2－2に示します。

図2－4－2－2　平成25年度における県内のごみ処理の状況

（単位：トン）

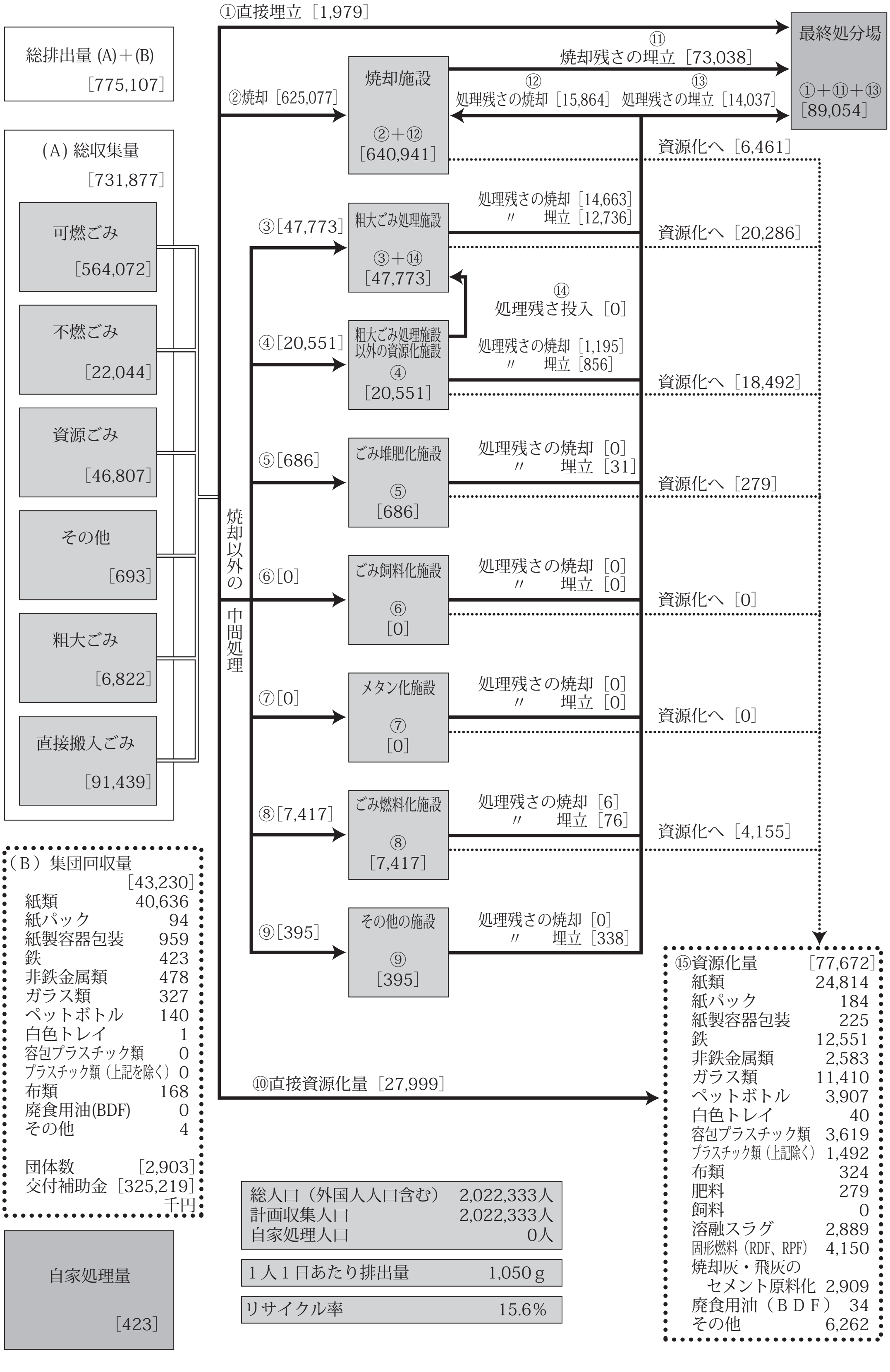

2 一般廃棄物に関して講じた施策

(1) 一般廃棄物処理の広域処理体制の整備支援

県内の市町村が整備する一般廃棄物処理施設について、効率性、経済性及び環境に与える負荷の低減、さらには循環型社会形成の推進の観点から、一般廃棄物処理の広域化を推進するため、平成19年度に「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（広域化計画）」を策定し、運用しています。

県では、本計画を実効あるものとするため、広域化ブロックごとに、順次、その構成市町村を対象に、広域化処理を構築するための組織の設立のための調整を行っております。

平成26年度は、藤岡富岡ブロックで協議会が設立され、吾妻ブロックでは引き続き協議会設立の準備が行われています。

(2) 市町村が行う廃棄物処理施設の整備支援

循環型社会形成推進交付金制度（環境省）を活用して廃棄物処理施設を適切に整備できるよう、市町村等が施設整備のための計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、交付金を活用して施設整備する際に、助言指導を行いました。（表2－4－2－2）

表2－4－2－2　平成26年度　廃棄物処理施設等に対する交付金の状況　（単位：千円）

事業主体※	事業内容	当該年度事業費	当該年度交付金額
5	最終処分場の整備、ごみ処理施設、し尿処理施設の改良事業等	3,766,160	1,421,474

※桐生市、伊勢崎市、安中市、渋川広域市町村圏振興整備組合、館林衛生施設組合

第2項　産業廃棄物の適正処理

1　産業廃棄物＊1処理の現状

様々な事業活動に伴って県内で排出される産業廃棄物は年間約350万ｔと推計されています。

産業廃棄物の種類別の取扱量について、平成25年度実績（環境省「平成26年度廃棄物の広域移動対策検討調査」。表2－4－2－3及び表2－4－2－4のとおり）では、がれき類が最も多く、以下、木くず、汚泥、廃プラスチック類の順となっています。このうち、中間処理＊2量については、県内処理ではがれき類が最も多く、次いで木くずであり、県外処理では汚泥、廃プラスチック類の順となっています。一方、最終処分（埋立）については、県内処理ではがれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類の順に多く、県外処理では廃プラスチック類、汚泥の順となっています。

県民生活や産業活動を維持するうえで、産業廃棄物の処理施設（以下「処理施設」）の整備は不可欠ですが、生活環境への悪影響を懸念する周辺住民の反対等がある中で、新たな施設の設置は依然として難しい状況にあります。

平成22年５月に、廃棄物の適正な循環的利用の推進、排出者責任の充実、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」）による適正処理の確保等を目的として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）が改正され、平成23年４月から施行されています。

県では、生活環境に配慮した優良な処理施設を確保するため、排出事業者や処理業者に対する指導と廃棄物処理に対する県民の信頼の向上に努めています。

表2－4－2－3　県内発生産業廃棄物の広域移動量（種類別）（平成25年度実績）

産業廃棄物の種類	取扱量(千ｔ)	県内処理（千ｔ）		県外処理（千ｔ）	
		中間処理	最終処分	中間処理	最終処分
燃え殻	18	1	－	13	4
汚泥	341	66	0	255	20
廃油	53	32	－	21	－
廃酸	21	1	－	20	－
廃アルカリ	27	4	－	23	－
廃プラスチック類	310	99	8	123	81
紙くず	15	5	－	8	1
木くず	362	263	－	98	1
繊維くず	4	2	－	1	1
動植物性残さ	64	49	－	15	－
動物系固形不要物	1	1	－	0	－
ゴムくず	0	0	0	0	0
金属くず	56	49	0	6	1
ガラスくず等	170	102	9	56	4
鉱さい	41	1	3	36	1
がれき類	1,329	1,252	14	58	5
動物のふん尿	9	9	－	－	－
動物の死体	2	2	－	－	－
ばいじん	13	0	0	10	2
その他	51	10	0	36	5
計	2,886	1,946	35	780	125

(注) 1　全国の処分実績報告を基に作成した「廃棄物の広域移動対策検討調査」（環境省）から抜粋したものです。
2　「0」は500ｔ未満であり、「－」は該当なしを表しています。
3　特別管理産業廃棄物は対応する産業廃棄物として集計しています。ただし、感染性廃棄物は「その他」に含まれています。
4　各項目量は、四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

＊1**産業廃棄物**：廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるものを産業廃棄物といい、20種類が定められています。また、そのうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分しています。
＊2**中間処理**：産業廃棄物を埋立処分する前に、減容化・無害化・安定化などの処理をすることをいいます。

表2－4－2－4　県内発生産業廃棄物の広域移動量（搬出先別）(平成25年度実績)

搬出先地域＼処理区分		総計（千ｔ）	中間処理（千ｔ）	最終処分（千ｔ）
県内処理		1,981	1,946	35
県外処理計		905	780	125
	茨城県	45	34	11
	栃木県	119	118	1
	埼玉県	473	473	－
	千葉県	34	31	4
	東京都	5	5	－
	神奈川県	14	14	0
	ブロック内処理計	690	675	16
	ブロック外処理計	215	106	109
	北海道・東北	168	66	102
	中部	39	35	4
	近畿	1	0	0
	中国	1	1	0
	四国	0	0	－
	九州･沖縄	6	4	2

(注)１　全国の処分実績報告を基に作成した「廃棄物の広域移動対策検討調査」(環境省)から抜粋したものです。
　２　「0」は500ｔ未満であり、「－」は該当なしを表しています。
　３　各項目量は、四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表2－4－2－5　産業廃棄物処理業者の状況（平成26年度末現在）

産業廃棄物				特別管理産業廃棄物		計
収集運搬業	処分業			収集運搬業	処分業	
	中間処理	最終処分	中間処理 最終処分			
4,759	203(52)	10(4)	5(5)	484	14(5)	5,475(66)

(注)産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、計欄は延べ業者数です。(括弧内は前橋市内及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数)

表2－4－2－6　産業廃棄物処理施設設置許可の状況（平成26年度末現在）

産業廃棄物処理施設の種類		設置者区分		
		事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	(10㎥／日を超えるもの)	44 (7)	7 (3)	51 (10)
汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	(10㎥／日を超えるもの)	8 (2)	2	10 (2)
汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	(100㎥／日を超えるもの)	0	0	0
汚泥の焼却施設	(5㎥/日超、200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上のもの)	4	6 (1)	10 (1)
廃油の油水分離施設	(10㎥／日を超えるもの)	1 (1)	6 (1)	7 (2)
廃油の焼却施設	(1㎥/日超、200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上のもの)	5 (2)	9 (2)	14 (4)
廃酸又は廃アルカリの中和施設	(50㎥／日を超えるもの)	1	0	1
廃プラスチック類の破砕施設	(5ｔ／日を超えるもの)	7	44 (15)	51 (15)
廃プラスチック類の焼却施設	(100kg/日超又は火格子面積2㎡以上のもの)	8	14 (3)	22 (3)
木くず又はがれき類の破砕施設	(5ｔ／日を超えるもの)	31 (22)	174 (72)	205 (94)
有害汚泥のコンクリート固型化施設	(すべてのもの)	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	(すべてのもの)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	(すべてのもの)	0	0	0
廃ＰＣＢ等の焼却施設	(すべてのもの)	0	0	0
ＰＣＢ汚染物の洗浄施設又は分離施設	(すべてのもの)	1	0	1
産業廃棄物の焼却施設	(200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上のもの)	6	14 (3)	20 (3)
中間処理施設小計		116(34)	276(100)	392(134)
遮断型最終処分場		0	0	0
安定型最終処分場		5(1)	18(8)	23(9)
管理型最終処分場		10(2)	2(1)	12(3)
最終処分場小計		15(3)	20(9)	35(12)
計		131(37)	296(109)	427(146)

(注)１　廃棄物処理法に基づく設置許可(平成４年７月３日以前は設置届出)をした施設数です。(括弧内は前橋市内及び高崎市内に設置された処理施設数で内数)
　２　最終処分場については、埋立が終了しても廃止届が提出されていない施設を含みます。
　３　最終処分場(安定型)については、平成９年11月末以前に設置した埋立面積3,000㎡未満のものを含みません。
　４　木くず又はがれき類の破砕施設については、届出によるものを含みます。

2　産業廃棄物に関して講じた施策

(1) 事業者に対する廃棄物の排出者責任の啓発と適正処理指導（産業廃棄物相談員や専用ホームページによる産業廃棄物情報の提供）

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが「廃棄物処理法」で義務づけられています。排出事業者に対して、排出者責任の啓発や適正処理に関する指導を行うため、次の事業を実施しています。

ア　産業廃棄物相談員の配置

産業廃棄物相談員を県内３ヵ所（県庁廃棄物・リサイクル課、西部環境森林事務所、東部環境事務所）に配置し、県内排出事業者に対して、廃棄物の適正処理や減量化推進等に係る指導や相談、情報提供を行っています。平成26年度は315事業所の訪問を実施しました。

イ　産業廃棄物専用ホームページ

廃棄物・リサイクル課ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」を開設し、関係法令や処理業者に関するデータ等、廃棄物に関する各種最新情報をわかり易く排出事業者や県民にお知らせしています。

ウ　産業廃棄物処理計画書の提出制度

廃棄物の減量等を進めるため、前年度の産業廃棄物の排出量が1,000トン（特別管理産業廃棄物については50トン）以上の多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成し、知事に提出することになっています。平成26年度における計画状況は、表2−4−2−7のとおりです。

表2−4−2−7　多量排出事業者の計画状況（平成26年度）

区　　分	事業所数	発生目標量(t)
産業廃棄物	179	1,775,394
特別管理産業廃棄物	69	32,722

(注)前橋市及び高崎市への提出分を除いたもの

(2) 処理業者に対する適正処理の監視と指導

産業廃棄物は、排出事業者が自ら適正に処理するほか、その責任において、収集運搬業・処分業許可（以下「許可」）を有する処理業者に委託して処理することとされています。

処理業者に対しては、不適正処理につながるような行為が行われていないことを確認するため、毎年度、定期的に立入検査を実施しています。平成26年度は延べ302事業所に対して立入検査を実施しました。

なお、処理業者の許可状況は、表2−4−2−5及び表2−4−2−8のとおりです。

表2−4−2−8　産業廃棄物処理業者の許可状況（平成26年度）

事　業　区　分	新規許可	更新許可	変更許可	合計
産業廃棄物収集運搬業	309	755	51	1,115
産業廃棄物処分業	2	25	3	30
特別管理産業廃棄物収集運搬業	27	60	12	99
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0	0
計	338	840	66	1,244

(注)更新許可:許可期限ごとに更新(継続)する場合
変更許可:許可範囲の拡大等を行う場合
いずれも、前橋市及び高崎市の許可件数を除いたもの

(3) 優良事業者の育成と悪質業者の排除

平成22年の「廃棄物処理法」改正により、優良産廃処理業者認定制度が新たに設けられ、事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす処理業者は、優良認定を受けられるようになりました。この認定は、排出事業者が安心して廃棄物処理を委託できる優良事業者を選ぶ目安になっています。なお、処理業者にとっては、認定を受けることで通常５年である許可の有効期間が７年に延長され、許可更新に要する負担軽減が図られています。

一方で、不適正処理等により廃棄物処理法に違反したり、欠格要件に該当した処理業者に対しては、許可取消等の行政処分を行っています。平成26年度は８業者に対して許可取消の行政処分を行いました。

(4) 廃棄物処理施設設置に関する住民理解の促進

処理施設の設置や変更にあたり、「廃棄物処理法」やその他関係法令の手続を行う前段階として、事前協議制度を実施しています。この制度は、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進や廃棄物の適正処理の推進を図り、また、周辺地域の生活環境の保全や周辺施設への適正な配慮

を図ることを目的としています。処理施設の立地基準についても規定しており、平成25年４月には、最終処分場の集中立地に係る規制の追加等を行いました。

また、処理施設の構造及び維持管理等について、法令に加えて県独自の基準を定め、処理業者等にその遵守を求めています。法令の基準が及ばない施設等も対象に含めるほか、維持管理の記録に係る基準や情報の公開等についても規定することにより、処理施設に対する信頼の向上を図っています。

なお、処理施設の設置許可等の状況は、表2－4－2－6及び表2－4－2－9のとおりです。

表2－4－2－9　産業廃棄物処理施設設置許可の状況（平成26年度）

区　　分	設置許可	変更許可
中間処理施設	6	3
最終処分場	0	0
計	6	3

（注）前橋市及び高崎市の許可件数を除いたもの

（5）PCB廃棄物の適正処理の推進

平成13年６月に成立した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」により、トランス、コンデンサなどのポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管する事業者は、毎年度、知事に保管・処分状況を届け出る義務があり、平成25年度末現在で1,104事業所が届出をしています。

PCB廃棄物の処理については、国が専門の処理施設として中間貯蔵・環境安全事業㈱（以下「JESCO」）を設立し、県内のものについては、北海道室蘭市にある北海道PCB処理事業所において、平成20年５月から処理が行われています。また、JESCOでの処理対象物以外（微量PCB汚染物等）については、国が認定する無害化処理施設において処理が行われています。

なお、PCB廃棄物の処理期限は、平成24年12月に「PCB特措法施行の日から起算して15年（平成28年７月）」から「平成39年3月31日まで」に改められました。

（6）最終処分場モデル研究事業

新たな設置について理解を得ることが難しい状況にある最終処分場について、周辺住民にとって安全で安心できる施設を確保するため、モデル研究事業として、桐生市新里町地内に安定型モデル最終処分場が設置され、平成14年２月から稼働しています。この処分場では、許可品目以外の廃棄物が混入しないよう、県が常駐監視員を配置し、展開検査により監視しています。また、地元地区代表、事業者及び行政で組織する運営連絡協議会を定期的に開催し、開かれた施設運営の確保に努めています。